

平16福情答申第3号
平成16年4月21日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(保健福祉局子育て支援部保育所整備課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年4月15日付け福保整第43号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「学校法人〇〇〇〇〇〇からナーサリ一部開設に関して福岡市に提出された一件書類」の一部公開決定処分に対する異議申立て

1 審査会の結論

「学校法人〇〇〇〇〇〇からナーサリ一部開設に関して福岡市に提出された一件書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部公開決定により公開するとした部分のうち、次の部分については、非公開とすることが妥当である。

- (1) 残高証明書
- (2) 人件費支出内訳表中の金額（合計の金額を除く。）
- (3) 消費収支計算書中の資産運用収入の内訳を構成する小科目に係る金額
- (4) 貸借対照表中の注記事項（金額の部分及び資産の種類の部分に限る。）
- (5) 固定資産明細表中の金額（差引期末残高の金額を除く。）及び注記事項
- (6) 借入金明細表
- (7) 基本金明細表中の金額（組入高の金額を除く。）
- (8) 預金一覧

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成15年3月18日付けで実施機関が本件対象文書の公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対して行った一部公開決定処分の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成15年2月25日、公開請求者は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年2月26日、実施機関は、条例第16条第1項の規定に基づき、本件対象文書に情報が記録されている第三者である異議申立人に対し、意見書を提出する機会を与えた。

ウ 平成15年3月11日、異議申立人は、本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

エ 平成15年3月18日、実施機関は、本件対象文書のうち、理事長及び園長の本籍地、生年月日、学歴及び賞罰は条例第7条第1号に、収支計算書、財産目録等の学校法人の財務に関する部分の一部は同条第2号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、その旨を公開請求者及び異議申立人に通知した。

オ 平成15年4月1日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

カ なお、実施機関は、異議申立人の申立てにより、本件異議申立てについて決定するまでの間、本件対象文書の公開を停止している。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、平成15年7月31日付け反論意見書及び平成16年1月22日の当審査会委員に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件決定がなされた情報は、いずれも「経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報」、「法人等の社会的評価、社会的活動の自由等を明らかに害すると認められる情報」であり、これら財務関係の書類の内容が公開されると、学校法人としての正当な利益を害される。

イ 残高証明書及び預金一覧に関して、預金残高は、異議申立人の経理に関する情報で異議申立人の信用情報の一つである。その多寡は直ちに異議申立人の信用低下にもつながるもので、これが明らかになれば異議申立人の経済的信用を中心とする社会的評価を損なう蓋然性が極めて高いものである。福岡県の情報公開条例においても、残高証明書は非公開とする取扱いがなされている。

ウ 特に、財産目録中資産の部預金の欄は、実施機関が公開しないと主張しているはずの小科目であり、その他の小科目に係る金額を非公開としているにもかかわらず、当該預金に係る金額のみを公開する理由はない。その明細である預金一覧についても、非公開とすべきものである。

エ 資金収支計算書は、異議申立人の経営内容を経理的に明らかにするもので、異議申立人の事業規模等が明らかとなるものである。これを公開すれば、社会的信用や社会的評価に影響を及ぼすものである。科目のうち小科目を公開しないことによっても同様の結論を招くものである。

オ 人件費支出内訳表は「経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報」である。異議申立人の事業規模からすれば、各人の給与額が推定される等して不当な評価の対象となり得るものである。また、これが明らかになれば、人事管理に関する異議申立人の運営のノウハウ等も明らかになるおそれがある。

カ 消費収支計算書及び貸借対照表は、異議申立人の経理に関する情報である。こ

れらが明らかになれば，異議申立人の事業規模や各科目における収入の割合や予算運営等が明らかになり，社会的信用に重大な影響を及ぼすものである。

キ 固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表及び財産目録は，異議申立人の資産や借入の状況を明らかにする情報であり，これらは異議申立人の経済的信用に直結する情報である。これらが明らかになれば，社会的信用に重大な影響を及ぼすだけでなく，不当な詮索等のおそれもあり，競争上の地位を阻害するものである。

ク 建設計画書は，請負人と異議申立人との請負契約の内容が推測できるものであり，これが明らかになれば競争上不利益となる。しかも，異議申立人の経理に関する情報でもある。建設計画書中の 9 建設費（予定）は，建物建築費という秘密性の高い情報であり，これが明らかにされれば，請負人との信頼関係を著しく損ない，異議申立人の正当な利益を害する蓋然性が極めて高い。

ケ 資金計画書は，異議申立人の資金計画という極めて内部的な経理等に関する情報である。資金計画書中の（参考 2）に記載された情報は，「広く一般に公表されている情報」ではない。これは当該保育所の運営に関する事項を記載したものであり，これが明らかになれば競争上の不利益がある。

コ 実施機関は，社会福祉法人及び株式会社における財務諸表等の公開について，実際の運用の例を挙げているが，これらの法人と学校法人とは，事業形態や運営，利用者も全く異なるものであり，到底対比可能なものではない。また，学校法人における財務諸表等の公開について，国の機関の指導や福岡県の取扱いがどうであるかということは，何ら本件決定を正当とする根拠になるものではない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は，平成15年6月18日付け弁明意見書及び平成16年1月22日の当審査会委員に対する口頭意見陳述において，次のように主張している。

ア 財務に関する書類（残高証明書，資金収支計算書，人件費支出内訳表，消費収支計算書，貸借対照表，固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表，財産目録及び預金一覧）について，小科目等については非公開情報としており，作成者からの詳細な説明を受けない限り，そこから得られる分析内容からは正当な利益を害するような独自の経営上のノウハウ等を看取することは困難であると判断される。また，異議申立ての中からも害されるおそれのある正当な利益であると判断される特別の事情も示されていない。

イ 建設計画書中の 9 建設費（予定）に関する情報については，新設される建物の建設にかかる費用の予定額が示されているが，一般的に建物建設費は企業秘密に

も該当せず，特段の事情がない限り，これを公開しても正当な利益を害するとは認められない。

ウ 資金計画書中の（参考2）に記載される保育単価については，市販されている書籍等に掲載されているなど，広く一般に公表されている情報である。また，年間運営費を算出する際の根拠となる入所定数に関する情報についても異議申立てはあっていない。

エ 社会福祉法人においては，その公益性の高さから，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第44条において，事業報告書等については，積極的に公開すべきであると定めてある。また，実際の運用においても，所轄庁である福岡市においては情報公開の請求に対して全面公開を行っている。

オ 学校法人においては法令による特段の定めはないが，所轄庁に対し極力公開を行うよう文部科学省からの口頭による指導が行われている。また，実際の運用においても，所轄庁である福岡県においては，情報公開の請求に対して，財務諸表等について中科目以下についてを非公開とする以外，公開を行っている。

カ 株式会社においては，各種法令において株主及び会社の債権者が当該企業に関する情報を閲覧できる旨が定められている。また，実際の運用において，福岡市では情報公開請求があった場合，明らかに正当な利益を害するおそれがある等の特別な場合を除き，第三者からの請求に対しても全面公開を行っている。

4 審査会の判断

当審査会は，上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して，実施機関が非公開とした部分については特段の判断をする必要性はないことから，本件決定のうち，実施機関が公開するとして，異議申立人が異議を申し立てた部分についてのみ，次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書等について

ア 本件において，公開請求者が公開を請求した公文書は，実施機関が，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の2の規定に基づき，保育の実施を委託するため，保育所整備が必要な地区において保育所の設置・運営希望者を募集した際に，異議申立人が提出した保育所設置・運営希望者申込書及びその関係書類である。

イ 本件対象文書のうち，異議申立人が非公開を主張している部分は，建設計画書中の9 建設費（予定），資金計画書中の（参考2），残高証明書，資金収支計算書，人件費支出内訳表，消費収支計算書，貸借対照表，固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表，財産目録及び預金一覧である。

ウ なお、イの部分のうち、残高証明書から財産目録までの文書には、実施機関が非公開としている部分も含まれている。

(2) 条例第7条第2号（法人等事業情報）該当性について

ア 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

イ 異議申立人は、財務関係の書類の内容である(1)イの部分が開示されると、学校法人としての正当な利益を害されるおそれがあり、当該部分は、第2号に該当すると主張している。

ウ なお、異議申立人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であり、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を常に各事務所に備え置かなければならないこととされているが（同法第47条）、その情報公開に関しては、法令上特段の定めはない。

エ ところで、私立学校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）第6条の法律に定める学校として、国立学校、公立学校とともに「公の性質」をもつものである。

したがって、私立学校は、教育の目的、方法、内容、法人組織のあり方、運営方法、経営内容等をできる限り国民に明らかにし、説明する責任を有するものと考えられる。なかんずく、国民に由来する公的資金の補助を受けて教育事業を行う場合、より一層国民や社会への説明を行わなければならない。

オ 近時、学校法人の中には、その財務諸表を自ら公表し、学生、父母、国民への説明責任を積極的に果たすところも多く、また、国においても、学校法人の運営の透明性を向上させるため、財務諸表の開示を法的に義務付けること等も検討されている状況である。

カ さらに、本件対象文書は、異議申立人が、学校教育と同等あるいはそれ以上に公共性の高い児童福祉に関する事業を新たに実施しようとして、実施機関に対し、本件の保育所の設置・運営を申し込んだ際に提出したものである。

キ 以上のことを踏まえて、(1)イのそれぞれの文書ごとに、実施機関が開示した部分について、第2号の該当性を検討することとする。

(3) 建設計画書中の9 建設費（予定）について

ア 建設計画書中の9 建設費（予定）の部分には、異議申立人の保育所設置に係る建設費の予定額として、建築工事費、設計管理料等及び備品費等に区分した所要

額が記載されている。

イ 異議申立人の保育所設置に係る建設費の予定額は、法人等の特定の事業に関する財務計画であるが、異議申立人は、既に本件の保育所の設置認可を得ており、当該保育所の建設を終えて運営を開始していることが認められる。

ウ そして、一般に、当該保育所の施設の規模や構造から、その建設費の概算額を推定することは可能であると言うべきである。また、本件建設費の予定額と実際の契約額との関係は明らかでなく、異議申立人が主張する請負契約に係る請負人との信頼関係についても、現時点では、既に当該契約は履行されており、異議申立人の正当な利益を害するかどうかについて、特段の考慮を要するものとは認められない。

エ したがって、実施機関が建設計画書中の 9 建設費（予定）の部分を公開することとしたことは、妥当である。

(4) 資金計画書中の（参考 2）について

ア 資金計画書中の（参考 2）の部分には、保育所の定員及び児童の年齢の区分に応じた月額保育単価が記載されており、異議申立人の保育所設置に係る入所予定の児童数（以下「本件予定児童数」という。）を記入した上で、年間の保育所運営費が計上されている。

イ 本件の保育単価は、実施機関が保育所の設置・運営希望者に対して説明会で配付した資料の様式にあらかじめ記載されているのであって、異議申立人の保育所設置に係る独自の金額でないことは明らかである。

ウ また、異議申立人は、保育所設置・運営希望者調書に本件予定児童数を記載しているが、実施機関が本件決定により当該部分を公開することについても、異議を申し立てていない。

エ そして、資金計画書中の（参考 2）の部分には、実施機関が説明会で配付した資料の中に含まれる記入例（60人定員の保育所の例）に従って、イで述べた保育単価を基に、本件予定児童数を当てはめて計算された年間の保育所運営費が記載されているにすぎないのである。

オ したがって、実施機関が資金計画書中の（参考 2）の部分を公開することとしたことは、妥当である。

(5) 残高証明書について

ア 残高証明書には、異議申立人に係る預金の残高として、金融機関名、取引の種

類，金額等が記載されている。

イ これらの情報は，異議申立人と金融機関との具体的な取引関係及び資金関係に関するものであり，異議申立人の経理に係る内部管理に属する情報として，いわゆる法人等の営業上の秘密に当たると解することが相当であり，これらの情報を公にすることにより，異議申立人の営業上の秘密が明らかとなり，異議申立人の正当な利益を害することとなるというべきである。

ウ また，これらの情報が過去の一定時点の預金残高を示すものであるとしても，同時点での預金残高に関する情報は，異議申立人にとって，それ自体，取引上及び財務上の秘密に属するものと言うことができ，さらに，当該情報は異議申立人の現在の取引関係や財務状況に関連するものと考えられる。

エ したがって，残高証明書については，非公開とすることが妥当である。

(6) 資金収支計算書，消費収支計算書及び貸借対照表について

ア 資金収支計算書，消費収支計算書及び貸借対照表（以下「財務三表」という。）は，学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）第4条の規定に基づき作成された計算書類であり，異議申立人の当該会計年度の諸活動に対応する予算，決算，資産等の状況を明らかにするものである。

イ 財務三表は，会計基準に定める計算書類の様式に従い，記載する科目が設定されており，会計基準に従って区分された経費ごとの大科目並びにこれらの内訳を構成する小科目（貸借対照表にあっては，中科目及び小科目）によって構成されている。

ウ 実施機関が本件決定により公開するとしているのは，財務三表の大科目（貸借対照表にあっては，大科目及び中科目。以下この(6)において同じ。），小科目の科目名及びこれに係る金額の一部並びに貸借対照表の注記事項である。

エ 財務三表は，学校法人の経営や財政の状況等を明らかにするものであり，その大科目の記載を分析することによって，異議申立人の経営や資産運用の規模，収支の均衡状態，大科目の記載の範囲での経営方針の方向性等を把握することができるが，どの点に重点を置いてどのような経営方法が取られているかを知るためには，大科目の検討のみでは不十分と言うべきであり，さらに小科目をも検討しなければ，それが容易に判明するとは言い難い。

オ したがって，実施機関が公開するとしている部分から得られる分析内容からは，異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するような独自の経営上の秘密やノウハウ等を看取することは困難であると認めるのが相当であり，異議申立人

の学校運営等を明らかに阻害したり、その信用又は社会的評価を害するものと言うことはできない。

カ 以上のことから、財務三表の大科目の科目名及びこれに係る金額については、公開することが妥当である。

キ 次に、財務三表の大科目の内訳を構成する小科目は、会計基準において、適当な科目を追加し、又は細分することができる規定されているが、本件対象文書に係る財務三表にあつては、異議申立人における独自の経営方針等を示す小科目が設定されているとは認められないことから、小科目の科目名についても、公開することが妥当である。

ク しかしながら、財務三表の小科目に係る金額については、学校法人の経費の詳細な内訳を示すものであることから、異議申立人の経営状態等を細部にわたるまで表すとともに、異議申立人の経営方針や経営戦略を窺い知ることのできるものであると認められる。

ケ したがって、実施機関が本件決定により公開するとしている財務三表の小科目に係る金額（消費収支計算書中の資産運用収入の内訳を構成する小科目に係る金額）については、非公開とすることが妥当である。

コ ただし、資金収支計算書中の補助金収入の内訳を構成する小科目である市町村補助金収入に係る金額については、市町村からの補助金の支出に関する情報であつて、異議申立人に対する公的資金による補助を示すものであり、実施機関の責務としても、その金額を明らかにすべきであることに照らすと、これを非公開とする理由はない。

サ また、貸借対照表中の注記事項については、会計基準第34条に脚注として記載すべき事項が規定されており、注4 退職給与引当金の額の算定方法についても、特に異議申立人独自の方法とも認められないことから、当該注記事項については、公開することが妥当である。

シ ただし、当該注記事項の中に記載された金額及び資産の種類については、異議申立人の経理に関する詳細な内訳を示すものであると認められることから、これらの部分については、非公開とすることが妥当である。

(7) 人件費支出内訳表について

ア 人件費支出内訳表は、資金収支計算書に附属する内訳表であり、具体的には、資金収支計算書中の人件費支出の決算額の内訳を記載したものである。

イ 資金収支計算書においては、人件費支出の内訳を構成する小科目に係る金額を非公開とすることから、人件費支出内訳表中の金額のうち、当該非公開とする部分と一致する部分については、同様の取扱いをすべきである。

ウ したがって、人件費支出内訳表中の金額については、合計の金額を除いて、非公開とすることが妥当である。

エ なお、人件費支出内訳表における科目名については、人件費に関して一般的に区分された経費等を示すものであり、異議申立人における独自の経営方針等を示す科目が設定されているとは認められないことから、公開することが妥当である。

(8) 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表について

ア 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表は、貸借対照表に附属する内訳表であり、具体的には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、その事由等を記載したものである。

イ これらの計算書類は、それぞれが貸借対照表の内容をより詳細に示した内訳であることを考慮すれば、貸借対照表において公開される部分から明らかとなる部分を除いて、非公開することが妥当である。

ウ まず、固定資産明細表については、貸借対照表における大科目である固定資産並びに中科目である有形固定資産（実施機関は、有形固定資産に係る金額を非公開としているが、当該科目は中科目に相当する。）及びその他の固定資産の本年度末の金額に相当する部分である差引期末残高の金額を除いて、非公開とすることが妥当である。

エ 次に、借入金明細表は、貸借対照表における小科目である長期借入金及び短期借入金の内訳であって、貸借対照表において当該小科目に係る金額を非公開とすることから、借入金明細表については、その全部を非公開とすることが妥当である。

オ また、基本金明細表については、貸借対照表において公開される基本金の部から明らかとなる組入高の金額を除いて、非公開とすることが妥当である。

カ なお、固定資産明細表及び基本金明細表における科目名、事項名等については、貸借対照表と同一のもの又は一般的な様式に従って記載されたもの等であり、これらの情報を公にすることにより、異議申立人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、公開することが妥当である。

(9) 財産目録について

ア 財産目録は、貸借対照表の資産の部及び負債の部の本年度末の金額を整理して記載したものであり、貸借対照表において公開される部分から明らかとなる部分については、非公開とする理由はない。

イ 財産目録中の現金及び預金に係る金額は、貸借対照表中の現金預金に係る本年度末の金額の内訳であり、実施機関は、貸借対照表において小科目に該当する現金預金に係る金額を非公開としているが、財産目録中の預金に係る金額の部分（以下「本件預金部分」という。）は公開することとしている。

ウ ところで、異議申立人は、平成12年3月30日付け児発第295号厚生省児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。）により、社会福祉法人以外の者においても保育所の設置認可を得ることができるようになったことから、本件の保育所の設置・運営を申し込んでいることが認められる。

エ 従前から保育所の設置・運営を行っている社会福祉法人においては、社会福祉法第44条第4項の規定に基づき、事業報告書、財産目録、貸借対照表等を閲覧に供することが求められるなど、社会福祉事業という公益性の高い事業を行うことに鑑み、積極的な情報公開が進められているところである。

オ 学校法人と社会福祉法人とは、設立の根拠、事業形態、活動の目的等が異なるものであり、学校法人について、社会福祉法人における情報公開に関する考え方がそのまま妥当するものではない。

カ しかしながら、異議申立人は、本件の保育所の設置認可を得て、さらに公的資金による補助を受けて、児童福祉に関する事業を実施するのであるから、その情報公開に関しては、保育所を設置・運営する社会福祉法人に準じた考え方をすることが相当である。

キ 社会福祉法人以外の者による保育所の設置認可の申請については、局長通知において、審査の基準として「保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」が定められており、具体的には、「保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること」等を要件としている（平成12年3月30日付け厚生省児童家庭局保育課長通知）。

ク 以上のことを勘案すれば、異議申立人は、保育所の設置認可を得て、さらに公的資金による補助を受けて、公共性の高い児童福祉に関する事業を実施する以上、保育所の継続的な運営が可能であることを担保する本件預金部分に係る情報を明らかにして、保育所の設置認可及び補助金の交付に係る根拠を示す社会的責任があると言ふべきである。

ケ そして、本件預金部分を公開することで、異議申立人において、仮に何らかの不利益が生じるとしても、それはクで述べた社会的責任の範囲内のものであって、異議申立人の学校法人としての正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

コ したがって、実施機関が本件預金部分を公開するとしたことは、妥当である。

(10) 預金一覧について

ア 預金一覧は、財産目録中の本件預金部分の明細であり、異議申立人に係る預金の種類、金融機関名及び金額が記載されている。

イ これらの情報は、本件預金部分をより詳細に示した内訳であって、その内容を考慮すれば、残高証明書と同様の取扱いをすべきであることから、(5)で述べたところにより、預金一覧については、非公開とすることが妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 4 月16日	実施機関からの諮問
平成15年 6 月18日	実施機関が弁明意見書を提出
平成15年 7 月31日	異議申立人が反論意見書を提出
平成16年 1 月22日	異議申立人及び実施機関の口頭意見聴取
平成16年 2 月19日(第3回審査会部会)	審議
平成16年 3 月25日(第5回審査会部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子